

## 令和7年度ジオパーク巡回展「地球時間の旅」に係る実施運営委託業務に関する仕様書

### 1. 業務名

令和7年度ジオパーク巡回展「地球時間の旅」に係る実施運営委託業務

### 2. 委託期間

契約締結日～令和7年12月31日（水）

### 3. 目的

大分県立美術館にて令和7年12月9日（火）から令和7年12月16日（火）に開催予定であるジオパーク巡回展「地球時間の旅」の運営に合わせて、大分県内や九州の地質に焦点を当てた追加展示を作成することで、来訪者により理解を深めてもらい、ジオパークやおおいた姫島・おおいた豊後大野ジオパークの認知度向上を図る。

### 4. ターゲット

#### (1) ターゲットの考え方

- ・本業務におけるターゲットの考え方は下記表に示すとおりとする。

地域	大分県内在住
性別	問わない
年代	問わない
興味関心	地学や地質に関心はあるが、学習機会等がなく精通していない。
訴求内容	ジオパークや地質に関して知識がない来訪者でも内容が理解できるように、展示にてジオパークの理念や両地域の成り立ちを、わかりやすく発信すること。

#### (2) ターゲットに起こしてもらいたい行動変容

- ・本業務において、巡回展への来訪によりターゲットに起こしてもらいたい行動変容は下記表に示すとおりである。

行動変容	<ul style="list-style-type: none"><li>・地学分野により関心を持つことになり、将来的に大学等の研究機関において地学・地質に関する分野を専攻する。</li><li>・おおいた姫島・おおいた豊後大野ジオパークに関心を持ち、両地域に訪れてもらう。</li></ul>
------	--

#### (3) ターゲット見直しの提案

- ・想定とは異なるエリア、年齢等をターゲットとすることが本業務の目的を達成するためにより効果的であると判断できるデータの蓄積があった場合は、その根拠とともに県に対して助言及び提案を行い、ターゲットの見直しについて協議するものとする。

## 5. ジオパーク巡回展「地球時間の旅」概要

### (1) 目的

ジオパーク巡回展「地球時間の旅」は全国のジオパークから集めた希少な鉱物・岩石の展示や、解説パネルを展示することにより、地質資源の保全をとおして教育機会の創出、持続可能な開発を達成するというジオパークの理念を広く発信することを目的とする。

### (2) 主催等

主催：大分県

共催：おおいた姫島ジオパーク推進協議会、おおいた豊後大野ジオパーク推進協議会、糸魚川ジオパーク協議会、フォッサマグナミュージアム、特定非営利活動法人日本ジオパークネットワーク

後援予定：大分県教育委員会、日本地質学会、日本古生物学会

### (3) 開催期間・場所

期間：令和7年12月9日（火）～12月16日（火）

場所：大分県立美術館 展示室 A ※全体スペース（約970㎡）のうち1/4（約243㎡）を委託者で借受済

※上記期間は、大分県立美術館においての開催期間である。当該巡回展はその他の期間で全国を巡回しながら開催している。

## 6. 業務内容

### (1) 追加展示コンテンツの企画

・大分県内の地質・ジオパークに対する理解が深まるように、ジオパーク巡回展「地球時間の旅」に係る追加展示の展示構成及びコンテンツを企画すること。また以下の条件を満たすものとする。

ア おおいた姫島・おおいた豊後大野ジオパークそれぞれの地形の成り立ちや地域内のジオサイトの内容を含めた展示構成及びコンテンツを企画すること。

イ 追加展示は子供や地質に対して関心がない人でも理解ができ、一般の県民に興味や関心を持ってもらえる内容にすること。

ウ 今後の大分県のジオパーク活動に利用できるように、一部の展示物は移動や設営、撤去が可能なものとする。

エ 必要な場合は、他のジオパークや博物館等から岩石など借受の手配を行うことを可能とする。ただし、費用が発生する場合は受託者負担であり、必要な手続きの対応を行うこと。また借受を行った場合、委託者に借受先をリスト化して共有を行うこと。

オ 追加展示内容は「地球時間の旅」の基本展示内容と重複しないようにし、展示室約243㎡のうち基本展示に約130㎡を使用する予定のため、約113㎡で追加展示を計画すること。なお、追加展示面積が不足する場合は委託者と協議すること。

- カ 基本展示と追加展示の内容が直接リンクする必要はないが、展示の際に統一感が生まれるようにデザイン等を作成すること。
- キ 来場者が一緒に撮影したくなる写真映えする大型展示及びファミリー層向けの複数のハンズオン展示を提案すること。
- ク その他展示構成やコンテンツの作成において、内容がより優れたものになると判断できる方法がある場合は、委託者と協議のうえ実施できることとする。

## (2) 展示物の作成

- ・(1)にて企画した追加展示コンテンツを作成すること。

## (3) 岩石標本の解説パネル及び展示ケースの準備

- ・おおいた豊後大野ジオパーク推進協議会が管理する、九州内のジオパークにて採取された岩石の解説パネルを作成し、展示ケースを用意すること。

## (4) 設営・撤収業務

- ・基本展示及び追加展示の設営・撤収業務を行うこと。
- ・基本展示については大分市で展示が終了した後に、次回開催予定地である銚子ジオパークまで配送すること。

※詳細な設営・撤収日時、銚子ジオパークの配送期日については別途連絡を行う。

## (5) 広告業務

- ・開催内容の広報を目的とした広告を実施すること。
- ・期間やターゲット層、配信媒体は「4. ターゲット」を考慮して提案すること。
- ・チラシの作成は必須とし、作成したチラシは大分県内の小学校・中学校に配布すること。

## 7. 成果物の納品

以下のものを納品すること。

### (1) 成果物

「6. 業務内容」にて作成したコンテンツ一式

### (2) 納期

令和7年11月25日(火)まで

### (3) 納品場所

別途指定する場所

## 8. 著作権

この契約により作成される成果物の著作権等の取扱いは、以下に定めるところによる。

- (1) 成果物の著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。)は、委託者に無償で譲渡するものとする。
- (2) 納品される成果物について、第三者が権利を有する著作権が含まれる場合には、受託者は当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の

手続きを行うこと。また、著作権に関わる紛争が生じた場合、一切受託者の責任において処理するものとする。

- (3) 受託者は、委託者の事前の同意を得なければ、著作権法第18条及び第19条を行使することができないものとする。
- (4) 本人の承諾を得ることのできない人物画像を使用する場合は、本人と識別できない程度の修正を行うこと。また、掲載後の肖像権或いは個人情報に関わる問題が発生した場合は、受託者においてその責めを負うこと。

## 9. 契約に関する条件等

本業務の契約金額には、本業務に関わる一切の業務を含む。

## 10. 秘密の遵守等

受託者は、本業務実施中に生じる全ての成果物を、委託者の許可なく他に公表及び貸与してはならない。また、本業務中に知り得た事項を他に漏らしてはならない。委託者より貸与された資料及び成果物については、受託者は破損、紛失のないように取扱いに十分注意するものとする。

## 11. 補則

本仕様書に疑義のある場合、並びに定めのない事項については、委託者と受託者が協議のうえ決定することとする。